132

質問第一三二号

安井正也原子力規制庁長官による欧米九日間歴訪に関する質問主意書

提出者

团

知

部

子

安井正也原子力規制庁長官による欧米九日間歴訪に関する質問主意書

安井正也原子力規制庁長官が本年三月七日から十五日まで海外出張した旅程および相手先に共有した資料

のすべてを請求したところ、次の資料の提供を受けた。

- ・二月十八日付の「海外出張の届出について」および別紙旅程
- ・ウラニウムのクリアランスレベルに関する説明
- ・ウラニウムのクリアランスレベルに関する説明への添付
- ・バックフィットの運用に係る経験 (国際アドバイザーへの説明資料)
- 米国原子力規制委員会(NRC)が開催する規制情報会議(RIC)で使った講演資料

旅程には次のように書かれている。

- 原子力規制国際アドバイザー ドラボヴァ氏との会談 (チェコ、三月七日)
- 原子力規制国際アドバイザー ホール氏との会談 (英国、三月八日)
- 原子力規制国際アドバイザー ジャメ氏との会談 (仏国、三月九日)
- 原子力規制国際アドバイザー メザーブ氏との会談(米国、三月十一日)

米国原子力規制委員会 N R C が開催する規制情報会議 (RIC) への参加 (米国、 三月十二日、十三

日

「海外出張の届出について」によれば旅費の出所は「エネルギー対策特別会計 電源開発促進勘定」と

ある。三月七日から十五日までに同勘定から支出した費用の総額を明らかにされたい。 同勘定以外の公的

資金からの支出があればそれも含めて明らかにされたい。

チェコ、 英国、 仏国、 米国における四人のアドバイザーと安井長官との会談時間の開始と終了時間は旅

程では不明であるため、明らかにされたい。

 \equiv 兀 人の原子力規制国際アドバイザーは全員が来日して、 四月一日に原子力規制委員全員と意見交換を

行った。

1 この意見交換に要した費用の出所と総額を明らかにされたい。

2 四月三日の原子力規制委員会では、「原子力規制国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換

会合の実施について」と用紙がたった一枚、 提出されただけで、更田委員長から「今回の特徴は、二

つ、テーマを特に定めてということで、バックフィット制度並びにその運用の在り方、 特に天然核種を

には クリアランスについてアドバイスがあった」と記載されているが、それは具体的にどのようなものであ 含んだもののクリアランスと、それから、 の方にあったように思います。 「国際アドバイザーからは、 大変貴重な助言をいただいた」 自身の知見経験を踏まえて、 廃棄物処分についてですけれども、 バックフィット制度のあり方やウランの と報告があったのみである。 主に議論はクリアランス 一枚の報告

り、

会合の記録を国民はどのように知り得るのか。

3 ザーへの説明資料)」では、 となる期間を考慮して、 る①安全上の重要性 安井長官が三月の欧米訪問のために準備した文書「バックフィットの運用に係る経験 の設定にあたっては、①が最も重要であり、 (対策を猶予することのリスク)と、 新たな規制基準を決定する際に、 「バックフィットにおける既存施設等の対策期限については、 ②は補完的位置づけと考えている」と説明し、 ②被規制者がその対策を実施するために必要 原子力規制委員会が個別に設定している。 (国際アドバイ 各対策に係 新た 対

ア 録を作成したのか。 安井長官がこれを三月に四か国、 また国民はそれをどう知り得るのか。 四人に説明した際、どのような質疑応答があったか。またその記

な規制基準で定めた九項目にわたる経過措置の一覧を添付していた。

- 1 四か国から四人が来日して、 四月三日に意見交換会合を行った際にどのような意見交換があり、 質
- 疑応答があったか。またその記録を作成したのか。 また国民はそれをどう知り得るのか。
- ウ 四人の原子力規制国際アドバイザーからは九項目にわたるバックフィットに許した経過措置の適正
- 性について、どのようなアドバイスがあったのか。
- 4 四人の原子力規制国際アドバイザーからはウランのクリアランスについて、どのようなアドバイスが
- あったのか。
- 5 安井長官が欧米四か国を歴訪した費用対効果について、政府はどのように考えるか。
- 四 原子力規制国際アドバイザーは、 どのようなプロセスで何を根拠に誰を任命権者として何人が選ばれて
- おり、要する年間費用はいくらか。
- Ŧi. 米国原子力規制委員会(NRC) が開催する規制情報会議(RIC)への参加は、 更田豊志原子力規制
- 委員長が、 「米国原子力規制委員会から私の出席を求められましたけれども、会期中ということもありま
- して、長官が出席」したと、三月二十八日の衆議院原子力問題調査特別委員会で答弁した。チェコ、 英
- 国 仏国にいる原子力規制国際アドバイザーが来日するにもかかわらず、 歴訪する必要性を決定したのは